

大学機関別認証評価

大学評価基準

平成16年10月
(令和6年9月改訂)

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

はじめに

この「大学評価基準」は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について定めたものです。大学評価基準は22の基準で構成され、関係する基準を6つの領域に分類して表示しています。

大学評価基準は、大学の学位課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程）における教育活動を中心として、大学設置基準等の法令適合性を含めて、大学として適合していることが必要と機構が考える内容を示したものです。評価は、基準ごとに内容を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。判断は原則として大学全体を単位として行いますが、領域によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、内容を満たしているかどうかの判断を行います。

特に重要な基準は「重点評価項目」として位置づけています。各大学は、自己評価においても原則として、全ての基準に係る状況を分析、整理することが求められます。

大学機関別認証評価においては、大学等の目的の記述を求めます。大学等の目的は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的であり、大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることになります。

目 次

領域 1	教育研究上の基本組織等に関する基準・・・・・・・・・・	1
領域 2	内部質保証に関する基準・・・・・・・・・・	2
領域 3	財務運営及び情報公表等に関する基準・・・・・・・・・・	4
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準・・・・・・・・・・	6
領域 5	学生の受入に関する基準・・・・・・・・・・	7
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準・・・・・・・・・・	8

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

基準 1－3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

※ 本大学評価基準における大学等の目的とは、大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をいう。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

領域 3 財務運営及び情報公表等に関する基準

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

基準 3－2 大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

※ 本大学評価基準における学生受入方針とは、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に定める入学者の受入れに関する方針をいう。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

※ 本大学評価基準における教育課程方針とは、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に定める教育課程の編成及び実施に関する方針を、学位授与方針とは、同じく卒業の認定に関する方針（大学院における学位の授与に関する方針を含む。）をいう。